

# 公募型プロポーザル実施に係る通知書

令和7年4月23日

佐世保市長 宮島 大典

公募型プロポーザル（書類審査）を行いますので、下記のとおり通知します。

## 記

- 1 業務名 事業者のCO<sub>2</sub>見える化事業 業務
- 2 業務期間 契約締結日 ~ 令和8年3月19日
- 3 業務概要  
市内事業者の脱炭素経営への転換を図ることを目的に、市内事業者に対して脱炭素経営の啓発を図るとともに、支援を希望する市内事業者を対象として、当該事業者の事業活動によって排出されるCO<sub>2</sub>排出量の可視化から排出量の削減目標の設定や排出量の具体的な削減提案までの一貫した支援を行うものです。
- 4 プロポーザル方式の種類  
公募型プロポーザル方式（事前審査型）  
※書類審査のみ（プレゼンテーションはありません）
- 5 仕様書のダウンロード  
参加を希望される方にパスワードを交付しますので、参加を希望される方は、巻末に示す佐世保市担当者にパスワード申請書をご提出のうえパスワードを受領し、佐世保市ホームページ内「佐世保市からの調達情報掲示板」から仕様書のファイルをダウンロードし、パスワードを入力のうえ仕様書を受領してください。  
申込期限は、令和7年4月30日（水）17時までとします。  
※「佐世保市からの調達情報掲示板」掲示場所：佐世保市ホームページ内（左側）の「事業者の方へ」⇒「佐世保市からの調達情報掲示板」
- 6 再委託の可否 否
- 7 契約上限価格  
本プロポーザルにおける契約額の上限は下記のとおりとします。提案額が下記の額を超過した場合は失格とします。  
1,870,000 円
- 8 参加要件  
本プロポーザルの参加要件は、下記の参加要件①のすべてを満たし、かつ、参加要件②のいずれかに該当することとします。

(1) 参加要件①

- i 入札参加資格申請の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者であること。
- ii 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。
- iii 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、入札に参加することができるものとする。
- iv 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。
- v 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱（以下、「基幹要綱」という。）第10条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- vi 佐世保市業務委託のプロポーザル実施に係る契約事務に関する要綱第18条第1項各号に規定する者が、本プロポーザルの審査委員会に属していないこと。

(2) 参加要件②

- i 本通知の時点で、本市に業者登録（物品、委託（役務）、工事、建設コンサル）があること（市内・準市内、市外の別は問わない）。なお、本通知の時点で本市に業者登録がない場合は、(1)～(2)のすべてを満たすこと。

(1) 設立後の経過期間

法人	登記後1年以上経過している者
個人事業主	営業を開始して1年以上経過している者

(2) 納税状況

区分	佐世保市内に本社、本店又は支店等の出先を有する方※	左記以外の方
法人	市税の全税目及び国民健康保険税に滞納がなく、かつ、消費税及び地方消費税に未納がない者	法人税と消費税及び地方消費税に未納がない者
個人事業主		申告所得税と消費税及び地方消費税に未納がない者

※佐世保市に納税がない方は、「左記以外の方」の区分となります。

- ii 上記の要件を満たす場合であっても、役員が重複している法人は、いずれか1社の参加しか認められない。
- iii 過去に地方公共団体が発注したCO<sub>2</sub>排出量可視化サービスにおいて受託実績があること。

### (3) 参加要件③

次の全てを満たすこと。

- i 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- ii 佐世保市税、長崎県税に滞納がないこと。佐世保市及び長崎県に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村税（都税・特別区税）及び道府県税（都税）に滞納がないこと。

## 9 欠格要件

参加要件①及び参加要件②に該当する方であっても、以下の欠格要件①又は欠格要件②のいずれかに該当する、又は欠格要件③のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルに参加できません。

### (1) 欠格要件①

- i 佐世保市業務委託契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置
- ii 佐世保市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領に基づく指名停止措置
- iii 佐世保市物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止措置
- iv 佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置に基づく指名除外措置
- v 佐世保市建設工事暴力団対策要綱に基づく指名除外措置
- vi 佐世保市物品調達暴力団排除要綱に基づく指名除外措置
- vii 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加規制

### (2) 欠格要件②

- i 審議委員会の委員が、提案者の役員や顧問等、経営又は運営に関与している。
- ii 審議委員会の委員が、提案者となる学術機関や研究室等に所属している。
- iii 審議委員会の委員が、提案者と資本的関係又は人的関係（基幹要綱第4条第9項に規定する資本的関係又は人的関係をいう。）を有している。
- iv 審議委員会の委員が、提案者と利害関係がある。（佐世保市が利害関係があると判断した場合を含む。）

### (3) 欠格要件③

- i 入札参加資格申請の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出している者
- ii 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。
- iii 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、入札に参加することができるものとする。
- iv 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者

## 10 参加資格の取り消し等

参加認定後に欠格要件に該当することが判明した場合は、参加認定を取り消すものとします。また、受託候補者となった後に欠格要件に該当することが判明した場合は、受託候補者の資格を取り消し、契約を締結しません。

## 11 提出書類

### (1) 参加申請書

仕様書を確認し、本プロポーザルに参加を希望される方は、下記の期限までに別紙1「参加申請書」を提出してください。

提出期限は令和7年5月1日（木）17時までとします。

※参加申請書の提出がない場合は、提案書の提出はできません。

### (2) 参加要件を満たすことを証明する書類（証明書類は写しの提出可）

i 税務署発行の納税証明書その3（未納の税額がないことの証明）

ii 佐世保市発行の「滞納のない証明書」及び長崎県発行の「納税証明書（未納がない証明）」

※佐世保市及び長崎県に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村税（都税・特別区税）及び道府県税（都税）の未納がない証明

iii 過去に地方公共団体が発注したCO<sub>2</sub>排出量可視化サービスの受託実績がわかる書類（一覧表及び契約書の写し）

iv 本通知の時点で本市に業者登録がない場合は、設立後の経過期間がわかる書類

法人	法務局発行の登記日が記載された登記事項証明書
個人事業主	申請日が属する年度の前年度の確定申告書類

## 12 提案者の認定

提案者としての認定通知は、令和7年5月14日（水）17時までにメールにより通知します。

## 13 提案書の提出等

参加申請書を提出後、下記の要領にて提案書を作成し、期限までに提出してください。なお、提案書及び添付資料の作成に必要な経費は提案者負担とします。また、審査後、提案書の返却は致しません。

i 提案書の様式及び添付資料の綴り方等は別紙2のとおりとします。

ii 提出期限は令和7年5月20日（火）17時までとします。

iii 持参又は郵送（配送記録があるもの）で提出してください。

iv 提案書に、業務に係る見積書及びその内訳書（任意様式。業務の工程ごとにかかる費用等の内訳が記載されたもの。）を添付してください。

## 14 辞退

提案者となった後に本プロポーザルを辞退する場合は、下記の期限までに辞退書を提出してください。

辞退書提出期限：令和7年5月15日（木）17時まで

15 仕様書及び本通知への質問

i 質問期間は令和7年5月7日（水）17時までに別紙「質問書」にて行ってください。期日以後の質問は受け付けません。

ii 回答方法はメールのみとし、電話での回答は行いません。

iii 質問回答は、令和7年5月14日（水）17時までに参加申請書を提出された方全員にメールにより回答します。

16 プロポーザルに係る全体スケジュール  
別紙3のとおりとします。

17 審査基準

i 審査項目及び配点は別紙4のとおりとします。

ii 適正基準点は570点とし、適正基準点未満の場合は受託候補者としません。

iii 別紙4に示す審査項目において、「評価レベル1」以下と評価された審査項目が1つでもあった場合は、原則失格とします。

iv 適正基準点以上であっても、各委員の採点において6割未満の採点を行った委員が1人でもいる場合は、受託候補者としません。

v 上記iii又はivに該当する場合であっても、審議委員会において審議し、業務履行能力等に問題がないと判断された場合は、その者を受託候補者とするものとします。

18 採点方法

(1) 通常の採点

別紙5に示す算式及び乗率により算出し、審査委員全員の合計点のうち、最も高位の方（以下「最高得点者」という。）を受託候補者とします。ただし、下記「特例による採点」の基準に合致した場合は、これに示す方法により、受託候補者を決定します。

(2) 特例による採点

最高得点者と順位点の合計（各委員が該当する提案者につけた順位の数合計をいう。）が最も低位の者とが一致しない場合（この場合の最高得点者と順位点の合計が最も低位な者を、以下「ねじれの対象者」という。）は、下記の「特例による採点方法」により受託候補者の決定を行います。

（特例による採点方法）

ねじれの対象者について、それぞれの委員点の最高得点及び最低得点を除いた委員の得点を合計し、最高得点となった方を受託候補者とします。

19 同点となった場合の取り扱い

(1) 通常の採点により同点となった場合

i 順位点の合計（各委員が該当する提案者につけた順位の数合計をいう。）が最も少ない方を受託候補者とします。

ii iによっても同点となる場合は、評価レベル5の数が多い方を受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。

(2) 特例による採点により同点となった場合

評価レベル5の数が多い方を受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。

20 次点候補者の繰り上げ

受託候補者が契約を締結しなかった場合は、一回に限り、次点となった方を受託候補者とすることとします。ただし、次点となった方が適正基準点未満であった場合は繰り上げを行わないものとします。

21 提案者が一者の場合の取り扱い

提案者が一者の場合も審査を行います。

22 受託候補者への通知

令和7年5月28日（水）17時までにメールにより通知します。なお、受託候補者に選定されなかった方へは通知をいたしませんのでご了承ください。

23 最終提案書

受託予定者となられた方は佐世保市担当者と協議を行い、協議内容を反映した最終提案書を作成してください。なお、最終提案書の提出期限は、協議時に佐世保市担当者から通知します。

24 契約の締結

最終提案書の提出後の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない）に契約締結を行います。ただし、契約締結には、下記の契約保証金の納付、又は契約保証金の免除の要件のいずれかを満たす必要があります。

25 契約保証金

i 契約保証金について

契約の締結には契約保証金が必要です。契約保証金は、最終提案書の提出後の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない）に、佐世保市が発行した納付書により納付してください。

なお、下記の契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の免除をすることができますので、ご希望の方は佐世保市担当者へ申し出てください。

ii 契約保証金の免除について

下記に該当する場合は契約保証金を免除します。契約保証金の免除を希望される方は、最終提案書の提出後の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない）に下記の要件のいずれかを満たすことを証明する書類（保険証書又は契約書の写し）を提出してください。

① 実績による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 過去2箇年の間（長期継続契約は、佐世保市長期継続契約を締結することができる契約の事務に関する要綱別表に定める期間、債務負担行為に基づく複数年契約は、実績となる契約に設定した債務負担行為の期間）に地方公共団体、独立行政法人又は国（公社及び公団を含む。）と種類及び規模（規模については、長期継続契約における履行済期間を含む。）を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（いくつかの契約を合計して同額以上となるものは認められません。）

イ 上記履行実績を証明する書類（契約書等の写し）を提出できること。

② 履行保証保険への加入による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 保険金の受取人を佐世保市長とすること。

イ 保険金が、契約総額（消費税及び地方消費税を含む。）の10%以上であること。

ウ 保険証書の原本を佐世保市へ提出すること。

※履行保証保険は民間の損害保険ですので、佐世保市での斡旋等は行っておりません。加入方法等については損害保険会社へ直接問い合わせてください。

26 その他

i 上記に記載していない事項であっても、佐世保市の判断により問題があると判断した場合は参加資格の取り消しや、契約を締結しない場合があります。

ii 本市に提出したプロポーザルに係る資料等や採点結果は、佐世保市情報公開条例に照らし合わせ、申請人に不利益となる情報とならないと判断した場合、必要に応じて公開する場合があります。

以上

佐世保市環境部ゼロカーボンシティ推進室  
担当者 齊藤  
TEL 0956-24-1111  
7210-16（内線）  
FAX 0956-34-4477